

平成24年11月16日(金)
文化財課
担当者 安(やす)
内線 5625
直通 225-1844

史跡の国指定（追加指定等）について

- 1 国の文化審議会（会長 みやた りょうへい 宮田 亮平）は、平成24年11月16日（金）に、
たつ み ようすい 史跡辰巳用水について追加指定し、名称を辰巳用水 附 たつ み ようすいつけたりつちようずえんしょうぐらあと 土清水塩硝蔵跡に変更するよう、文部科学大臣に答申した。
- 2 追加指定地は、江戸時代を通じて加賀藩が黒色火薬を製造した つちようずえんしょうぐらあと 土清水塩硝蔵跡であり、辰巳用水に隣接して強い関連性を持つ。今回の追加指定等により、貴重な史跡として価値が更に高まることとなる。
- 3 なお、今回は、追加指定であるため、答申どおり指定されても、県内の国指定史跡・名勝・天然記念物件数51件（うち史跡は25件）に変更はない。

(参考)

○辰巳用水

- ・国指定年月日 平成22年2月22日
- ・名 称 変更前 辰巳用水
変更後 辰巳用水附土清水塩硝蔵跡
- ・所 在 地 既指定地 金沢市上辰巳町壺字112番3外535筆等
追加指定地 金沢市大桑町カ218番1外60筆等
- ・指 定 面 積 既指定面積 147,218.81㎡
追加指定面積 32,426.06㎡
合 計 179,644.87㎡

たつみようすいつけたりつちょうずえんしょうぐらあと
「辰巳用水 附 土清水塩硝蔵跡」

- 1 名称 辰巳用水附土清水塩硝蔵跡
- 2 所在地 金沢市上辰巳町壱字112番3外597筆等
- 3 指定面積 179,644.87㎡
(追加指定面積: 32,426.06㎡
既指定地面積: 147,218.81㎡)
- 4 所有者 国、石川県、金沢市、個人

5 概要

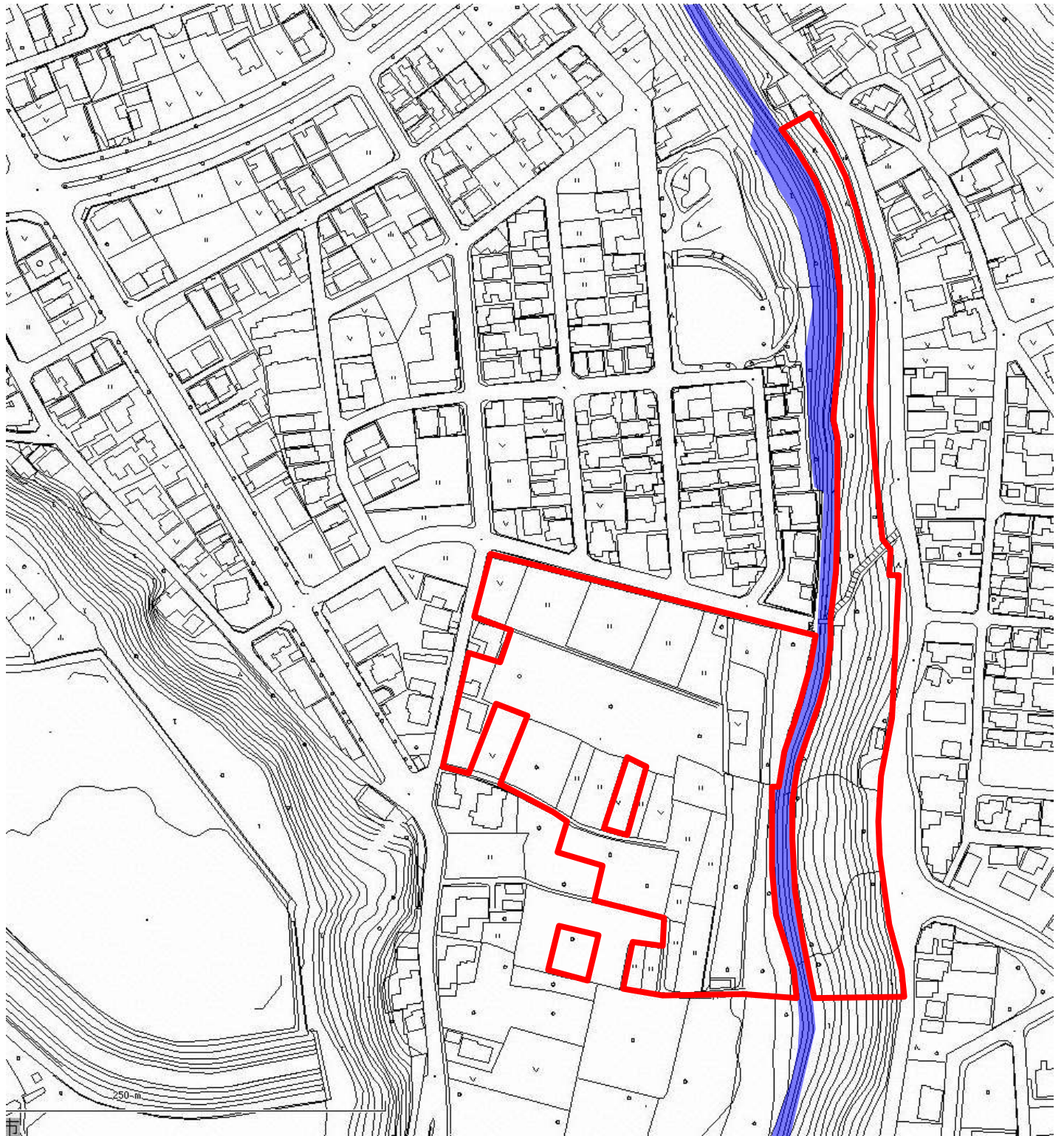
史跡辰巳用水は江戸時代初頭に金沢城の水利を改善する目的で加賀藩が造った用水で、平成22年に国の史跡に指定されている。現在、用水は延長約1.1kmを測り、上辰巳町地内の犀川右岸で取水し、小立野台地の河岸段丘西側斜面を経て兼六園に至る。


土清水塩硝蔵跡（以下、「塩硝蔵跡」と呼ぶ。）は加賀藩の黒色火薬製造施設である。金沢城からは直線距離で約4.5kmの辰巳用水の中流部に位置し、敷地面積は幕末時点で約1.1万㎡と想定されている。敷地の東側には辰巳用水が流れ、その水流を利用して水車を回すなどして黒色火薬が製造された。操業期間は万治元年(1658)から明治3年(1870)頃までと考えられる。

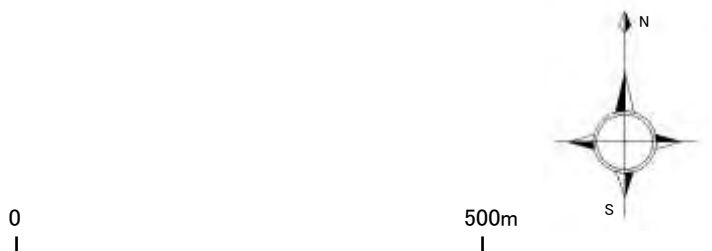
塩硝蔵には黒色火薬の原料である塩硝（硝石）・硫黄・木炭が集められた。このうち塩硝は越中五箇山にて独自の製法により生産され、硫黄は越中自立山で採取・精製され、木炭は塩硝蔵内の施設で生産された。これらは敷地内の諸施設で黒色火薬に加工された。

これら諸施設の一部は平成19年度から22年度まで実施した発掘調査により、建物や施設の遺構が良好に残存していることが判明した。これにより塩硝蔵跡と辰巳用水が強い関連性を持った文化財であることが明らかとなり、それぞれの文化財的価値を高めるために必要な要素であることから、今回、辰巳用水に隣接する塩硝蔵跡の敷地を追加指定し、保護の万全を期そうとするものである。

辰巳用水附土清水塩硝蔵跡の追加指定範囲

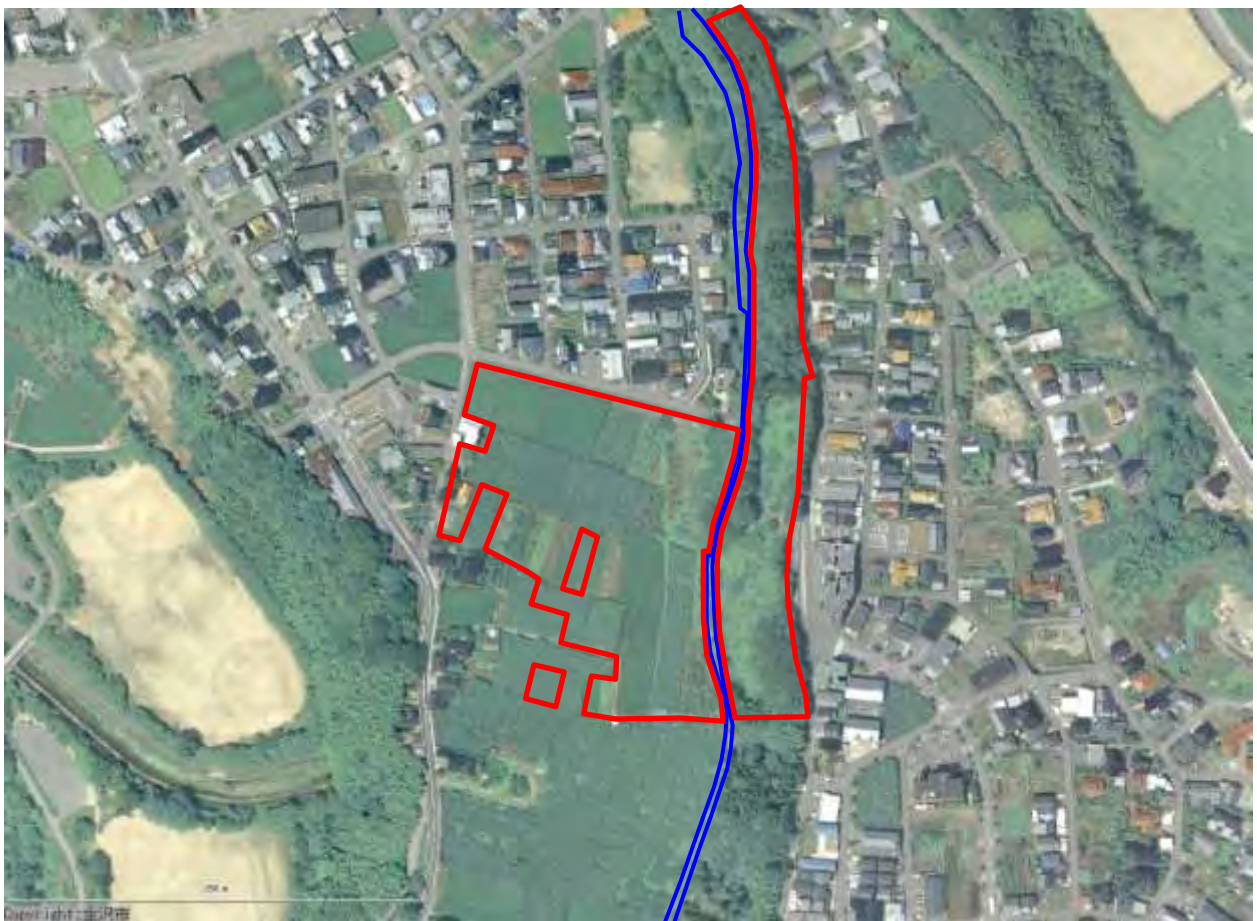


凡 例	
	既指定地 (147,218.81㎡)
	答申地 (32,426.06㎡)





追加指定地遠景(赤線:追加指定地 青線:既指定地)



追加指定地全景(赤線:追加指定地 青線:既指定地)



追加指定地近景(辰巳用水と搗蔵跡)



硝石御土蔵(東棟)の礎石

用語解説

【 塩 硝 】

塩硝とはすなわち硝石のことで、一般的には「焰硝」または「煙硝」と表記されることが多い。硝石は硝酸カリウム (KNO_3) を主成分とする硝酸塩混合物で、加熱すると酸素が発生するために火薬の酸化剤として使用される。乾燥地帯の地表や洞窟の床などに薄く結晶するが、気候が湿潤な日本では天然に産出しない。

【 五箇山での塩硝生産 】

塩硝の主成分である硝酸カリウムは、尿素などに含まれるアンモニアが硝化細菌の作用によって酸化することで生成される。自然下でのこの反応の量はごくわずかであるため、これを人為的に活性化させて一定量の塩硝を抽出する方法が考案された。特に越中五箇山では、民家の床下に塩硝穴と呼ばれる深さ 2 m 前後の穴を掘り、そこに干草と蚕の糞を交互に敷いて年に数回混ぜ合わせることで塩硝を抽出できる培養土を作る、「培養法」と呼ばれる独自の方法で生産された。この方法は土中に人為的に有機物を追加することで土中の硝化細菌の働きを活発化させ、硝酸カルシウムへの化学反応を活性化させる点に特徴があり、五箇山にて毎年定量の塩硝の生産が可能となった大きな要因であった。

【 黒色火薬の製造 】

黒色火薬は原材料である塩硝（硝石）・硫黄・木炭を一定の比率で混合することで製造される。具体的な製造工程は、①原材料を粉末にする、②粉末材料を調合する、③水で練り延ばす、④乾燥後に切り出す、の 4 つに分かれる。これらが塩硝蔵内の各施設にて行われ、製造された黒色火薬は最終的に加賀藩領内に設置された弾薬庫に集積された。

工程①は塩硝蔵内の「搗蔵」という施設で行われた。藩政期の絵図に辰巳用水から搗蔵内への導水路が描かれており、水流を引き込んで水車を回し、その動力を利用して材料を粉末にしていたと思われる。工程②は「調合所」という施設で行われ、塩硝：硫黄：木炭を 7：1.5：1.5 の比率で調合した。工程③は幕末時には「縮具所」という施設で行われていたと見られ、搗蔵と同様に施設内に引き込んだ水流を利用して作業を行っていたと見られる。工程④は「干場」という施設で行われた。また、原材料は敷地内の各所に置かれた土蔵に集積された。

【 塩硝蔵跡の発掘調査 】

平成 19 年度から 22 年度にかけて実施された発掘調査により、敷地の南半分の果樹園部分を中心に遺構を確認した。確認された遺構は以下のとおりである。

A. 硝石御土蔵跡

原材料の一つである塩硝を貯蔵していた施設。発掘調査により 2 棟の土蔵遺構を確認した。うち西側の土蔵は礎石や基壇が良好に残存しており、建物の規模が

南北 7.28m×東西 21.84m に復元される。

B. 搗蔵跡

原材料を粉末加工していた施設。辰巳用水に沿って建ち、絵図には内部に水流を引き込む様子が描かれている。発掘調査により建物内部の水路跡及び搗臼跡と見られる遺構が確認され、引き込んだ水流で水車を回しその動力によって杵を動かして原材料を粉末加工していたことが証明された。

C. 縮具所跡

調合した原材料を練り延ばしていた施設と見られる。発掘調査により 2 方向の水路跡が確認され、搗蔵と同様に水流を利用した作業を行っていたことが判明した。

D. 硝石置場跡

五箇山から運搬された塩硝を一時仮置きしていたと見られる施設。発掘調査により施設の土台となる基壇の一部を確認した。

E. 道路跡

塩硝蔵跡の中枢部の入口から搗蔵を直線で結ぶ道路。発掘調査により幅 1.8m の道路遺構を確認した。道路上面は砂利混じりの土で舗装され、堅くしまった状態で検出された。なお、道路南側は後世の開墾時に破壊されたと見られる。

F. 堀跡

塩硝蔵跡の中枢部を区画する堀。発掘調査により幅 3.5m、深さ 2.5m の堀の痕跡を 2 箇所を確認した。覆土には水流の痕跡があり、当時は水堀であったことを示している。

これら発掘調査の成果により、果樹園部分には塩硝蔵跡の遺構が良好に残存しており、いずれも絵図に描かれている位置とほぼ一致することが判明した。さらに、B. 搗蔵跡と C. 縮具所跡で確認された水路跡は施設内に辰巳用水の水流を引き込んでいたことを示すものであり、塩硝蔵跡と辰巳用水との深い関連性を示す結果となった。

出土遺物は硝石御土蔵跡を中心に屋根瓦が大量に出土し、棧瓦がほとんど含まれず平瓦、丸瓦、軒平瓦、軒丸瓦がその大半を占めたことから塩硝蔵跡の主な施設には本瓦葺の屋根が用いられていたことが判明した。また、軒平瓦には前田家の家紋である梅鉢紋と見られる文様が使用されている。